

(様式9-(7))

診療用粒子線照射装置備付届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、診療用粒子線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第1項第2号及び第25条の2の規定により届ける。

記

1 診療用粒子線照射装置に関する事項	製作者名		
	型式		
	定格出力	陽子線	(原子の種類)
		重イオン線	
	台 数		台
2 診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名等	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
3 予定使用開始時期		年 月 日	
4 診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	照射管容器のしゃへい		利用線以外の放射線量 利用線錐の1、000分の1以下 ・ 超
	照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための防護措置		
	放射線照射時の自動表示装置		
	出入口開放時の照射回路を遮断するインターロック		

5 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	1週間の延べ使用予定時間		24時間未満・24時間以上			
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料			
	使用室の防護物の概要		構造	材料		
		天井				
		地下				
		出入口扉				
		周囲の壁	東			
			西			
			南			
			北			
		監視用装置		有 ・ 無		
		装置を操作する場所		有 ・ 無		
	使用室画壁外側の実効線量（最大）		mSv / 週			
	出入口の数		通常出入口	箇所、非常口	箇所	
放射線照射時自動表示装置						
標識を付ける箇所						
6 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域を設ける場所				
		境界における実効線量		mSv/3月		
		立入制限措置		さく・その他（ ）		
		標識		有 ・ 無		
	注意事項の掲示等	注意事項の掲示		有 ・ 無		
		敷地内居住区域及び境界の実効線量		μSv / 3月		
		入院患者の被ばくが1.3mSv / 年以下となる防止措置（放射線治療患者除く）		有 ・ 無		
		取扱者の被ばく測定器		有 ・ 無		

(様式9-(8))

診療用粒子線照射装置等変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、変更するので、医療法第15条第3項、同法施行規則第24条第1項第11号及び第29条第2項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地		
2 変更しようとする理由		
3 変更年月日	年 月 日	
4 変更する事項	変更前	
	変更後	

* 診療用粒子線照射装置並びに同使用室の構造を変更する場合は、NO.2~3を添付すること。
また、同装置を複数台変更する場合は装置ごとにNO.2~3を添付すること。

5 診療用粒子線照射装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	定格出力	陽子線	(原子の種類)	
		重イオン線		
台数		台		
6 診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	照射管容器のしゃへい		利用線以外の放射線量 利用線 ⁽¹⁾ 錐の1、000分の1以下 ・ 超	
	照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための防護措置			
	放射線照射時の自動表示装置			
	出入口開放時の照射回路を遮断するインターロック			
7 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	1週間の延べ使用予定時間		24時間未満・24時間以上	
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料	
	使用室の防護物の概要		構造	材料
			天井	
		地下		
		出入口扉		
		周囲の壁	東	
			西	
			南	
			北	
	監視用装置		有 ・ 無	
	装置を操作する場所		有 ・ 無	
	使用室画壁外側の実効線量(最大)		mSv/週	
出入口の数		通常出入口 箇所、非常口 箇所		
放射線照射時自動表示装置				
標識を付ける箇所				

8 診療用粒子線 照射装置使用室 の放射線障害の 防止に関する予 防措置の概要	管理 区 域	管理区域を設ける場所	
		境界における実効線量	mSv/3月
		立入制限措置	さく・その他()
		標識	有 ・ 無
	注 意 事 項 の 掲 示 等	注意事項の掲示	有 ・ 無
		敷地内居住区域及び境界の実効線量	μ Sv / 3月
		入院患者の被ばくが1.3mSv / 年以下となる防止措置(放射線治療患者除く)	有 ・ 無
		取扱者の被ばく測定器	有 ・ 無

(様式9-(9))

診療用粒子線照射装置廃止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、診療用粒子線照射装置を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第12号及び第29条第1項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地			
2 廃止した診療用粒子線照射装置	製作者名		
	型式	台数	台
	廃止の理由		
	廃止年月日	年	月
3 診療用粒子線照射装置廃止後の使用室の用途			